

取得補償立木の伐採に関する特記仕様書

1. 取得補償により伐採する立木は、設計図書に明示する土地に存する立木とする。
2. 伐採した立木については、監督職員の指示に従い、有価物として利用又は売却に努めること。
3. 伐採した立木を有価物として他者へ売却した場合は、売却額を工事金額から控除するものとする。
売却した場合は売却額がわかるように伝票の写しを提出すること。
4. 伐採した立木を有価物として利用又は売却できない場合は、建設発生木材として、「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」により受注者が適正に処理すること。
5. 作業が完了した場合は、次の書類を提出すること。
 - ・作業着手前及び作業完了後の状況写真
 - ・各作業の状況写真